コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

最終更新日：2015年6月25日
日本郵船株式会社
代表取締役社長　内藤　忠顕
問合せ先：法務・フェアトレード推進グループ　経営法務チーム 03-3284-5151（代）
証券コード：9101
http://www.nyk.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主・投資家の皆様、取引先、地域社会、当社及び当社グループ会社従業員などのステークホルダーの信頼を得て、その期待に応えるべく経営の透明性と効率性を確保し、適切な経営体制の構築・維持に努めています。
機関設計は監査役会設置会社を選択し、監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会は独立性の高い社外取締役2名を含む13名で構成されており、取締役会の決議と監督のもと、経営委員が業務を執行しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,125,000	5.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	92,149,000	5.41
三菱重工業株式会社	41,038,312	2.41
明治安田生命保険相互会社	34,473,367	2.02
東京海上日動火災保険株式会社	32,443,788	1.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	25,202,879	1.48
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	24,546,415	1.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	21,183,388	1.24
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	20,108,901	1.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	19,066,191	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	海運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は郵船ロジスティクス株式会社（株式会社東京証券取引所市場第一部上場）の議決権の過半数を有しています。
当社は同社の独立性を尊重し、企業価値の増大を期待するとともに、当社グループ全体の価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有など連結経営の最適化に努めています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡本　行夫	他の会社の出身者											
翁　百合	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本　行夫	○	――	国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため。
翁　百合	○	――	経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人の監査計画を聴取し、監査役監査計画を会計監査人に示すことを通じて、互いの計画を十分に理解することにより、効率的で実効性のある監査役監査及び会計監査の実施を図っています。

また、監査役は、必要に応じ、会計監査人との意思疎通の機会を積極的に設け、本支店、グループ会社及び海外法人など主要な事業所における実査及び往査への立ち会い、もしくは往査結果を聴取するなど、会計監査人監査の相当性を判断しうる職務を遂行しています。

監査役は、監査役全員による内部監査部門業務ヒアリングを実施するほか、個々の内部監査人との意思疎通を密にすることにより、情報の共有化、相互の連携及び協力を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊池　光興	他の会社の出身者													
三田　敏雄	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池　光興	○	――	主に官界における豊富な経験とその経験を通じて培われた高い見識を当社の監査に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため。
三田　敏雄	○	三田敏雄氏が相談役を務め、過去において業務執行者であった中部電力株式会社との間には、石炭輸送等の取引関係がありますが、当該取引金額の当社売上高に占める比率は1%未満であり、監査役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断しています。このほかに、同社が供給する電力を消費する一般消費者としての取引があります。	企業経営等の豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名の社外役員全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役の役員持株会への加入を義務付けることにより、株価を上昇させることが社内取締役へのインセンティブとして働く効果を期待しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期事業年度に係る役員の報酬等の総額は、取締役 13名に536百万円、監査役 4名に105百万円、合計 17名に642百万円（うち、社外

役員４名の報酬等の総額 66百万円）を支払いました。
取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人部分を含みません。また、第128期に係る取締役の賞与の支給はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

当社は、取締役会事務局である法務部門及び各業務執行部門が、取締役会に先立ち社外役員に情報提供や事前説明を適宜行っています。
当社は監査役の専任補佐組織「監査役室」（専任者2名、兼任者1名、計3名）を設置しており、監査役会運営及び社外監査役のサポートをおこなっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、会社業務に精通した社内取締役を中心とする経営が事業運営に最適であると判断し、監査役会設置会社を選択しています。経営に対する社外からの監督の実効を上げるため、独立性の高い社外取締役2名を株主総会で選任願っています。

取締役会は独立役員である社外取締役2名を含む13名（女性1名を含む。）の取締役で構成され、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定、業務執行の監督などを行っています。当社は経営委員制度を導入し、取締役兼務者（ただし、社外取締役は経営委員を兼務しません。）を含む31名（外国人2名、女性1名を含む。）の経営委員で構成する経営委員会を設置しています。経営委員会は、取締役会の決議と監督のもと、原則として毎週開催され、取締役会の迅速かつ効率的な意思決定を推進するため、取締役会付議事項の事前審議を含む重要事項の決議を行っています。こうした体制により、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めています。

監査役会は独立役員である社外監査役2名を含む4名（女性1名を含む。）の監査役で構成されています。監査役のうち1名は、主計財務部門を管掌した経験を有し、財務会計に係る知見をもって会計監査人との意見疎通にあたっています。
監査役会は月例会に加えて必要に応じて都度開催しています。監査役会規則・監査役監査基準を定め、取締役会及び経営委員会において報告し理解を得ています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会をそれぞれ設置し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図ることによって、株主の皆様をはじめ、顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーの信頼を得て、経営の透明性・効率性を担保できると考え、現在の体制を採用しています。
社外役員は国際情勢や経済・金融情勢に精通する専門家として幅広い知識に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から取締役会の適切な意思決定や経営監督の実現を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の3週間前に株主様宛に発送しています。 また、これに先立ち1ヶ月前から当社ウェブサイトに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	通常3月決算会社の総会集中日と言われる、6月の第二最終営業日を避けて開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。また、IRサービス会社が提供する機関投資家向け議決権行使促進サービスを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳を当社ウェブサイト、当社が上場している金融商品取引所のウェブサイト、機関投資家向け議決権行使プラットフォームウェブサイト及びIRサービス会社が提供する機関投資家向けウェブサイトに掲載しています。
その他	事業報告のビジュアル化を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトのIR情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会に定期的に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。 四半期毎の決算説明会を開催し、動画配信も実施しています。 また、事業説明会や施設見学会を国内外で年数回開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。 2014年度は海外IRツアーという形で、欧米・アジアの機関投資家との面談を8回実施しました。 日本で開催する証券会社主催の海外投資家向け説明会にも積極的に参加しています。また、日本で四半期毎に開催した決算説明会を英語で配信しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにIR情報ページを作り、投資家の皆様の参考になる各種情報を和文・英文で掲載しています。 （和文URL http://www.nyk.com/ir/、英文URL http://www.nyk.com/english/ir/） 掲載資料：決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料（動画、スライド、ファクトブック、質疑応答要旨）、株主総会の招集通知及び決議通知、事業報告及び中間事業報告書、有価証券報告書及び四半期報告書、統合レポート、株主通信、コーポレート・ガバナンスの状況、月次の輸送実績・海運市況等。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部にIRグループを設置し、経営委員を含む専任者6名でIR活動を行っています。 担当部署：IRグループ（6名） 担当役員：代表取締役・専務経営委員　水島健二（経営企画本部長（CFO）） 事務連絡責任者：経営委員 IRグループ長　宮本教子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、日本郵船グループ企業理念、日本郵船グループ企業行動憲章、日本郵船行動規準、Human Resource（HR）理念、個人情報保護方針、個人情報管理規程、環境経営ビジョン、環境方針、社会貢献活動理念と活動方針などの社内規程類を整備しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は海・陸・空のグローバル総合物流企業グループとして、世界中の人々の生活・文化・経済の向上に貢献し、企業としての責任を果たすことを目的としており、CSRの基軸として安全運航の徹底を中心とした安全活動及び環境保全活動に取り組んでいます。 また、法令遵守、サービスの質・お客様満足度の向上はもとより、本業を通じた社会貢献活動な どにも力を入れています。 詳しい情報は当社ウェブサイト（http://www.nyk.com/csr/）をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ企業行動憲章において、ステークホルダーの関心に配慮しつつ、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めています。 当社は情報発信のみならず、国内外のステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて、ご意見を経営にフィードバックしていきます。
	当社は国連グローバルコンパクトへの支持を表明しています。 当社は人事グループ内にキャリア業務室を2013年度に設置し、女性、障がい者、定年退職後

その他	の再雇用者の活躍を推進すべく、さまざまな施策を実施しています。 特に、女性活躍推進については、2001年に総合職・一般職の職種区分を廃止し、人事制度を一本化し、男女の区別なく活躍できる制度と環境づくりを進めてきました。 仕事と家庭の両立支援として、2002年には都心で初めての企業内保育所「郵船チャイルドケア」を設置しました。待機児童問題の心配なく社員のキャリアプランに合わせた復職が可能です。 配偶者が国内・海外転勤の際に最長3年間休業可能な制度を導入するほか、法定を超えた育児・介護休業、フレックスタイム制度、短時間勤務制度など、社員が仕事と私生活とのバランスを取りながら、ひとりひとりが持てる力を最大限に発揮できるような仕組みづくりを進めています。 取締役、監査役、経営委員にそれぞれ女性1名、計3名が就任しています（2015年6月23日現在）。女性管理職比率は2007年に10%を超えて以降も増加しており、本社組織における役職者（チーム長以上）数は29名、役職者における女性比率は15%となっています(2015年4月1日現在)。 2014年4月に代表取締役・副社長経営委員をトップとする「女性活躍推進プロジェクト−Project W」を開始し、性別に拘わらず従業員全員が協働し、働きやすくしなやかな組織をつくることを目指しています。 キャリア面談の拡充や、相談窓口の設置、国内外どこでもキャリア形成ができる環境づくりなど、さまざまな活動を実施しています。 その一環として2014年5月に、シンガポールの教育事業企業と契約し保育園への優先入園枠を確保して、当社初のワーキングマザーの海外赴任が実現しました。 2015年3月に、これらのさまざまな取組みが評価され、東京証券取引所と経済産業省が共同で選定する「なでしこ銘柄」に前年に引き続き選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）
1．当社は、日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努めます。
2．取締役等及び従業員等の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議しています。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフ コンプライアンス オフィサー（CCO）を任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努めます。
3．当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努めます。具体的には、従前から実施中の施策である、社長による独占禁止法遵守徹底の表明、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、マニュアル等の整備や研修によるグループ内の啓発と教育、及び同業他社との接触規制に加え、再発防止のために策定し実施中の施策として、接触規制の厳格化、独占禁止法遵法活動徹底委員会開催、同法リスクアセスメントの実施、投資等における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理の一元化、及び業務を執行する役員と従業員等からの遵法誓約書の取得、早期発見・対応のために策定し実施中の施策として、CCOの権限強化、社内リニエンシー制度の導入、及び事件対応の体制構築を行います。
4．法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、コンプライアンス教育・研修の継続実施、相談窓口の適切な運用、コンプライアンス総点検月間の定期的実施、贈収賄禁止に関する社内規程の制定と周知徹底に加え、グループ会社との連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じます。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努めます。
5．公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じています。グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用します。

（2）当社の取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い適切に保存及び管理します。

（3）当社のリスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討することで全社的にリスクを明確にし、適切な対応策を実施します。船舶の安全運航と環境保全に係るリスク管理を徹底するとともに、大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直します。

（4）当社の社内規程に定める職務権限及び意思決定ルールと電子稟議システムの活用による決裁処理の迅速化により、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備します。

（5）
1．当社は、グループ全体に適用する企業理念及び企業行動憲章を定め、研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するようグループ会社に周知徹底します。
2．当社は、グループ全体の企業価値向上と健全性の確保、並びに経営効率の向上及びグループ資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置し、定期的に開催します。当社は、グループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度及び管理強化会社制度を制定しており、それらの適切な運用を通じて、グループ会社の経営上の重要事項に関する当社への報告並びにグループ会社における法令等の遵守、効率的な運営及び損失の危険の管理の体制を整備し、適正なグループ経営を推進します。
3．グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を図ります。
4．内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行います。

（6）当社は、専任スタッフ等を擁する監査役室を設置し、社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助します。
専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行います。全ての監査役室スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重します。

（7）当社は、当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、定期的かつ重要度に応じて都度、監査役に報告する体制を確保します。内部通報者の身元秘匿と不利益取扱いの禁止を内部通報関連規則で定めています。また、当社の取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努めます。また、監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整えます。

（8）当社は、監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。

（9）当社は、金融商品取引法に基づく財務計算等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方
当社は、日本郵船グループ企業行動憲章の中で、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底することを基本方針として定めています。

2．整備状況
当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の相談担当窓口を設置しており、外部の専門機関との提携を日常より緊密に行い、情報収集に努め適宜周知します。反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、マニュアルを整備して適切な対応を行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示体制について
当社は、会社情報の適時開示の重要性に鑑み、「日本郵船グループ企業行動憲章」に、積極的に適時適切な会社情報を開示する旨を明記するとともに、全従業員に対して周知徹底を図っています。
適時開示制度については、平成元年6月に制定した「インサイダー取引の禁止及び重要事実の管理等に関する規程（平成26年4月最終改正）」に基づき各部門に部門情報管理者を任命し、かつ情報収集（子会社の情報を含む。）に努めるとともに、全従業員に対し毎月適時開示情報の報告を求める旨の通知を実施しています。また、この通知に基づき、各部門の部門情報管理者より「情報統轄管理者（法務部門担当役員）」に対し「付議案件届出書」により適時開示情報に係る基礎的情報が報告され、取締役会規則及び経営委員会規則等に基づいて定められた各決議機関により決議されたうえで、適時に開示される体制が整えられています。
なお、取締役会及び経営委員会の決議事項及び報告事項は、株式会社東京証券取引所等（以下、「東証等」という。）の定める適時開示項目を参考として定めています。
また、添付2のとおり、情報統轄管理者はこれらの情報を把握するとともに、「情報取扱責任者」が東証等へ適時開示を行う体制となっています。

2. 適時開示制度に係る教育研修制度について
平成14年度より、当社グループ全従業員を対象にコンプライアンス研修等を実施し、インサイダー取引の禁止及び適時開示の重要性等の認知を促進しています。
また、法務部門に適時開示担当者を設置し社内各部門からの相談に応じるとともに、相談業務を通じて、社内の啓発活動に努めています。

3. 海難事故等に係る適時開示について
海難事故等の当社グループの船舶に関する重大事項に関しては、海務部門及び広報部門を中心に構成する事故対策本部が所管しています。同部門は、これらの重大事項の迅速な把握及び対応に努めるとともに、遅滞なく情報管理部門に伝達することで、所要の適時開示を行う体制となっています。

4. 決算関連の適時開示情報の収集体制について
有価証券報告書等で開示が必要な決算関連の適時開示情報の収集体制については、主計部門が所管しています。同部門は、開示情報の種類ごとに報告部門を定め、当該各部門より開示情報が漏れなく収集されるようにチェック体制の整備を行っています。

5. 適時開示のモニタリング体制について
平成17年度より、社長を委員長とする情報開示委員会において情報取扱責任者が適時開示状況の報告を行う体制を整えています。

（添付 1）

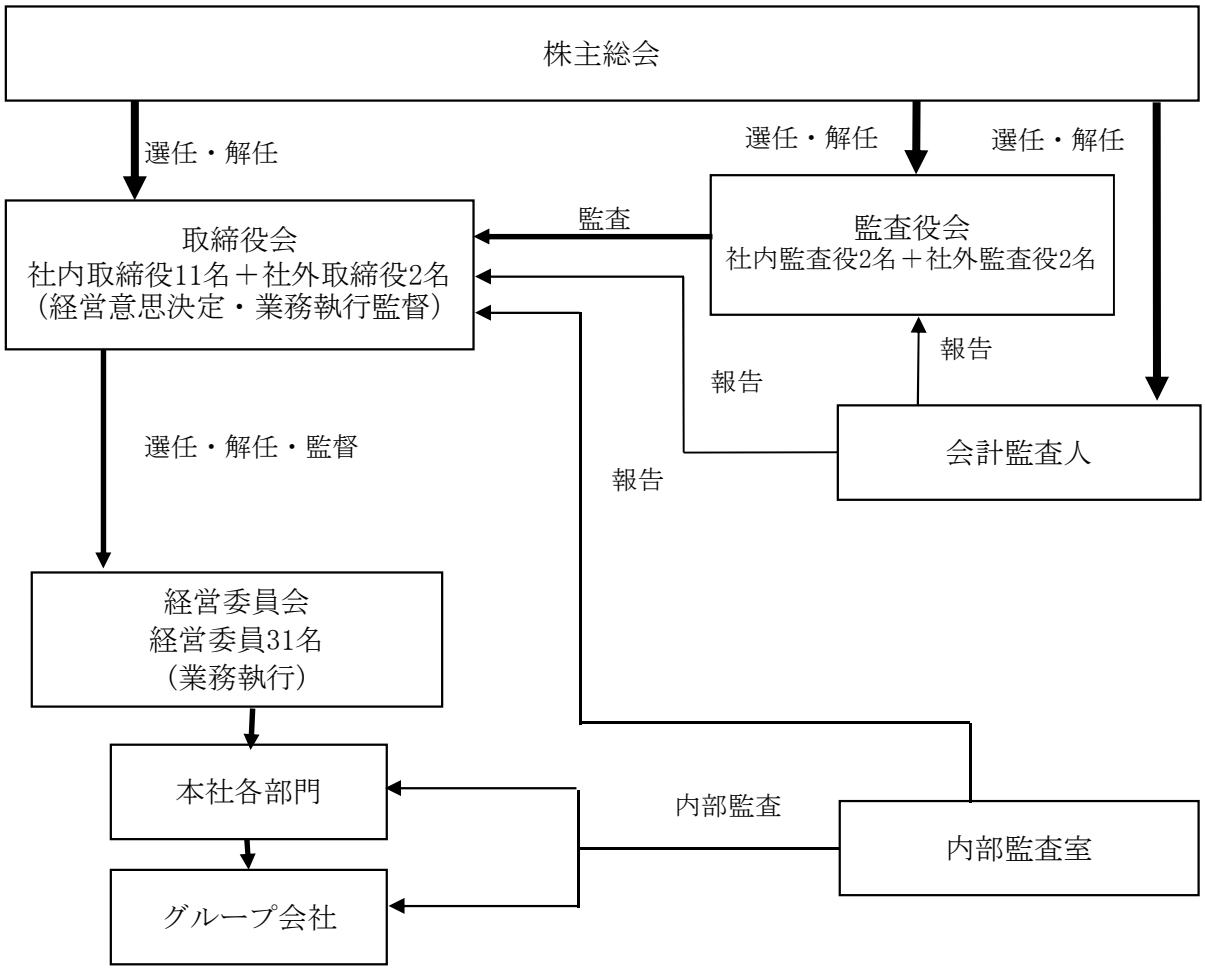
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
社内取締役11名＋社外取締役2名
（経営意思決定・業務執行監督）
監査
監査役会
社内監査役2名＋社外監査役2名
報告
報告
会計監査人
選任・解任・監督
報告
経営委員会
経営委員31名
（業務執行）
本社各部門
内部監査
内部監査室
グループ会社

（添付 2）

会社情報の把握･開示体制

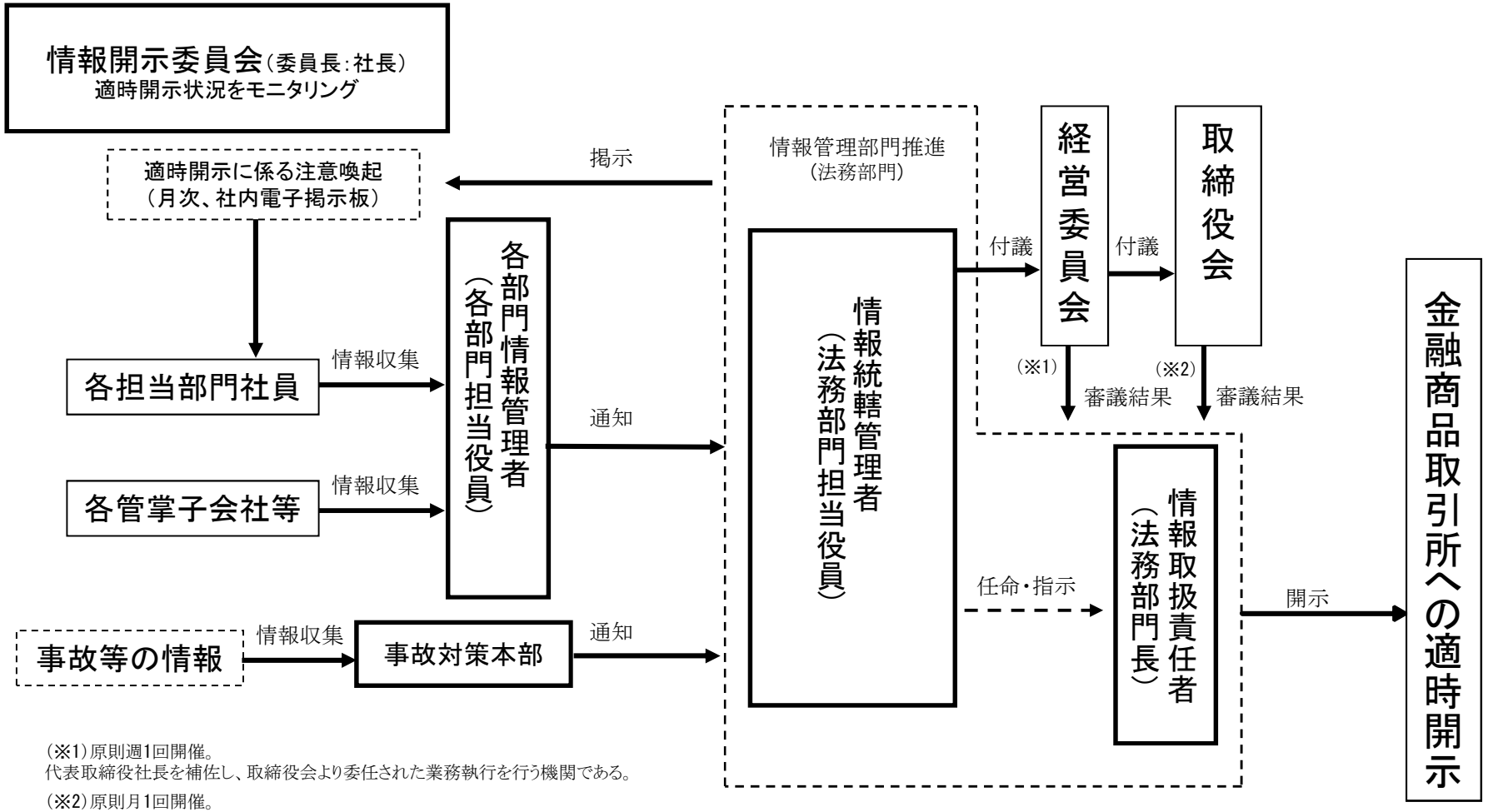

（※1）原則週1回開催。
代表取締役社長を補佐し、取締役会より委任された業務執行を行う機関である。

（※2）原則月1回開催。